



発行所
八郷町役場
茨城県新治郡八郷町
大字新田2009
電話 番・104番
印刷所
石岡市守木町
飯島印刷所
戸数と人口 (7月末)
世帯数 5,721
人口 16,814
男女別 男 8,814 女 8,000

有線放送いよいよ着工

十一月末には完工の見込み

有線放送の施設については去る七月十四日の町議会協議会で、日本電気・岩崎通信・沖電気・富士通信機の四社から、見積書を徴して委託商社を決めることになったので、その決定に当たって見積書をとったところ、八郷町指定日までに日本電気・岩崎通信・沖電気の三社より提出があったので、八月十日再度町議会協議会を開き、見積書に基いて協議をつくした結果、随意契約で日本電気委託することになった。

式契約が成立した。

瓦会・芦穂地区から着工

八月二十日、八郷町役場に実施地区の瓦会・芦穂・柿岡・小幡の各農協組合長、役場及び請負商社の関係者が集って、施行についての打ち合わせを行ったが、早速瓦会・芦穂の両地区より着手することになった。

推薦農業委員などさるる

八郷町定例議会は、八月六日午前十時から八郷公民館に開き、乳牛導入資金借入れおよび予算外義務負担、農業委員会委員の推薦などを審議し、これを可決した。

川井林平、刈部義延、滑川好道、友部太左衛門、長谷川芳次

乳牛導入資金借入れのわくきまる

乳牛導入資金百二十万円を町が借り受け、瓦会・林・小幡・芦穂・園部の五地区三十名の借入希望者に一人当たり四万円以内の額を連帯保証により貸付けることをきめた。

推薦農業委員

協議会の決定に従い、去る八月十三日、日本電気から責任者の来町を求め、議会議長の立会下、十分折衝を重ねた上、総工費千七百円で正

〇利子補給をきめる

柿岡農協外、七農協が八百二十五万三千円の範囲内で貸付ける被害被害農家に對する

〇事業計画の方針

事業計画の方針は、特にめぐるべき家庭と子供たちの更生指導・援助に力を注ぐというもので保護司・民生委員学校などその他関係諸機関の協力により一般の方々にも広報・座談会・映画・幻灯などにこの事業の重要性を町民の全戸が社会福祉協議会の会員となつて、明るい住み良

三十三年度事業計画予算を審議

社会福祉協議会総会で

町の社会福祉協議会では、去る七月十一日午前十時から公民館に総会を開き、三十一

〇老人援助

老人に対する援助と慰安で特に八十以上の高令者に記念品などを贈り、長年の苦勞に報いようとするものであ

〇募金事業と助け合い運動

日赤募金に対する協力、および共同募金に対する協力、

有線放送工事請負契約の経過

町民の行方請負工事は、地方自治法の規定に従って執行者である町長が、これを契約し、執行するわけであるが、条例で定めるものについて、議会の同意を得なければならぬことになつてゐる。

即ち、町長は自ら全責任を負うべきものであるからあらゆる角度より調査検討し、自ら責任を負ふと認められる施工業者を選定し、これと請負の仮契約を結んで、この仮契約を議会の提案し、その同意を得たとき改めて本契約を締結することと定められてゐるものである。従つて議会はこれに同意するか否決するかを決定するわけである。

これは工事の施行はあくまで町長の責任であつて、議会は法律上は何等直接の責任を負ふものでないことである。然しながら町政の円滑なる運営を希望するため、現在までの建築工事などの請負については、前に述べた方法によらず、その契約の方法や契約の締結など、総経営資金の利子補償を行うことをきめた。

の關係で急速に依頼する必要がある。幸に林地区の有線放送の工事を日本電気が施行してゐた時であり、県の意向などを聞きまして一流会社であり、その設計は信用出来るものであるとのことで、且つ町出身の田村四郎氏が同社の有線放送の責任者であることなど非常に好都合であつたので、設計書の作成を日本電気依頼し、自治庁の要求する指定日までに申請が完了したものである。

こうした場合から、施行業者が非常に安く請負をするとの話があつたので、議会員でその両会社と両会社の施工した群馬県榛名町(日本電気)及び千葉県小見川町(大日本電機)を視察することとなり、この視察第二日目に、議会の一部より小見川町の視察を取り止め、岩崎通信の会社を視察すべしとする強い決議があつたので、これを了了し視察を終つたものである。

更に第二回の協議会協議会においては、日本電気・沖電気・岩崎通信・富士通信機(後日

社会福祉協議会役員を改選

会長 理事 大槻忠夫 吉沢佐内 副会長 滑川好道 常務理事 榎井嘉幸 理事 土田松之助 同大木フサ 同小林幹之助 同助川 同友部 益爾 同鈴木 同田部 政久 同鈴木 同田部 政久 同鈴木 同田部 政久 同鈴木

大槻町長南米視察へ

大槻町長は茨城県果樹移住指定町村代表として、農林省の指導のもとに全国植農協連の主催する現地派遣調査団に参加、来る二十七日、カナダ太平洋航空機で羽田空港発四十五日の予定で、中南米諸国の移民地現地視察に出発することになりました。

茨城県では、昨年設立された植農協連がブラジルに一千町歩の入植地を購入し、優秀な移住者を送り出すとしてゐる際、町々長の視察調査は内外より大きな期待をかけられてゐます。

小口貸付金制度を実施

総会終了後の役員会で、小口貸付金の取扱規定を決定したが、そのあらましは次のようである。

低所得者を対象としたもので貸付金の最高は五千円、無利子、十月返済となつてゐる。貸付金の貸付を受けようとする方は、担当民生委員を通じて社協事務局(役場厚生課内)まで申込のこと。

高校の校庭整地 自衛隊に委託

八郷高校、校庭の整地は約三万六千立方メートルの土量を動かす大工事で、これを地方業者の請負で実施するときは、約五百数十万円かかるだろうといわれ、町の財政は大へん困難なので、自衛隊の援助を得べく、陸上自衛隊第一管区総監部に懇請を続けたが、去る八月十一日町より町長及び議長が総監部に出席し、正式に申請書を提出受理されて契約が成立した。

この作業は、来る十月月上旬から、来る三月月上旬までの間に完成の予定。



瓦会婦人学級

二年目の活動状況

一般に婦人... 問題をとらえてそれを考え、解決への道を見出すとする。学習活動に傾いてきている。この意味で婦人学級の盛んなものとするための動きでもあり、喜ばしいものといわね。

組織・運営
瓦会分館が開設し、婦人会が実施の主体となっており、

婦人学級月別計画表

月	行事名	学 習 要 点	学 習 方 法	助 言 者	備 考
1	敬老会	1 楽しく、感じよく、老人を過さざる工夫	1 料理(献立、調理、配膳)の研究 2 余興の内容工夫 3 待遇の仕方	桜井 館長 磯山 主事	
2	開講式	1 才二才次婦人学級の発展をどう図るか	1 計画書の発表と意見の交換 2 計画指導をきく	桜井 館長 磯山 主事	
3	慰問	1 養老院の視察 2 老人の慰問の心の表はし方	1 日常生活に於ける衛生上の問題 2 慰問になる良い方法	婦人 会長 保健所員	
4	衛生講習	1 日常生活に於ける個人衛生 2 家庭衛生	1 日常生活の中に映る衛生上の問題 2 青年女子に対して指導的に研究する	婦人 会長 保健所員	
5	映画鑑賞	1 良い映画を選定する 2 鑑賞後の研究	1 私達の食生活の上からどう考へてゆかねばならぬか 2 料理についての日常の問題点 3 私達の新生活問題の意識	八郷銀映館主 婦人 会長	
6	料理講習	1 夏の季節料理として材料、献立、調理の研究 2 レクリエーションとして	1 献立の食生活の上からどう考へてゆかねばならぬか 2 料理についての日常の問題点 3 私達の新生活問題の意識	改良普及員 桜井 館長、磯山 主事、婦人 会長	
7	視察旅行	1 新生活先進地の視察 2 レクリエーションとして	1 献立の食生活の上からどう考へてゆかねばならぬか 2 料理についての日常の問題点 3 私達の新生活問題の意識	桜井 館長、磯山 主事、婦人 会長	
8	家庭学級	1 幼児の心理と家庭教育 2 家庭学級	1 日常生活に於ける衛生上の問題 2 青年女子に対して指導的に研究する	婦人 会長 保健所員	
9	講演会	1 母としての、婦人としての、としての教養について 2 婦人の立場からの協力	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	板敷晃純先生 磯山 主事	
10	文化祭	1 婦人の立場からの協力 2 婦人としての展示展覧	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	
11	新年会	1 年頭感想発表	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	
12	家庭学級	1 小学生の心理と家庭教育 2 家庭学級	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	
1	家庭学級	1 小学生の心理と家庭教育 2 家庭学級	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	
2	家庭学級	1 小学生の心理と家庭教育 2 家庭学級	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	
3	家庭学級	1 小学生の心理と家庭教育 2 家庭学級	1 要点的把握と各自の反省向上 2 各自の立場から日常の問題点 3 問題点を話しあう	磯山 主事	

滞納税金には

延滞金と延滞加算金がつく

滞納税金は、地方税法の規定に従い、昭和三十四年度から正しい徴収処分を受けることになり、滞納税金のある方は、今年中に完納されるようおすめします。

延滞金と延滞加算金は、本税に先立つて納めなければならぬので、本税だけを納めてこれを後に残すことはできません。

昭和三十三年九月三十日現在、各税目別に計算例を示す。

【例】延滞金=納期限の翌日から納付の日まで100円につき1日3銭の額 延滞加算金=督促状の指定期限の翌日から納付の日まで(但し最高100円まで)	
① 30年度 固定資産税(オ一期)	
本 税 2,000円	
延 滞 金 2,000円× $\frac{3}{100}$ ×1,247日=740円 (10円以下切捨以下同)	
延滞加算金 2,000円× $\frac{5}{100}$ =100円	
督促手数料 10円	
計 2,850円	
② 31年度 町 民 税(オ一期)	
本 税 1,000円	
延 滞 金 1,000円× $\frac{3}{100}$ ×821日=240円	
延滞加算金 1,000円× $\frac{5}{100}$ =50円	
督促手数料 10円	
計 1,300円	
③ 32年度 自転車荷車税(全期)	
本 税 1,200円	
延 滞 金 1,200円× $\frac{3}{100}$ ×486日=170円	
延滞加算金 1,200円× $\frac{5}{100}$ =60円	
督促手数料 10円	
計 1,440円	
④ 33年度 固定資産税(オ一期)	
本 税 2,000円	
延 滞 金 2,000円× $\frac{3}{100}$ ×152日=90円	
延滞加算金 2,000円× $\frac{5}{100}$ ×91日=50円	
督促手数料 10円	
計 2,150円	

滞納税金には

延滞金と延滞加算金がつく

滞納税金は、地方税法の規定に従い、昭和三十四年度から正しい徴収処分を受けることになり、滞納税金のある方は、今年中に完納されるようおすめします。

延滞金と延滞加算金は、本税に先立つて納めなければならぬので、本税だけを納めてこれを後に残すことはできません。

昭和三十三年九月三十日現在、各税目別に計算例を示す。

【例】延滞金=納期限の翌日から納付の日まで100円につき1日3銭の額 延滞加算金=督促状の指定期限の翌日から納付の日まで(但し最高100円まで)	
① 30年度 固定資産税(オ一期)	
本 税 2,000円	
延 滞 金 2,000円× $\frac{3}{100}$ ×1,247日=740円 (10円以下切捨以下同)	
延滞加算金 2,000円× $\frac{5}{100}$ =100円	
督促手数料 10円	
計 2,850円	
② 31年度 町 民 税(オ一期)	
本 税 1,000円	
延 滞 金 1,000円× $\frac{3}{100}$ ×821日=240円	
延滞加算金 1,000円× $\frac{5}{100}$ =50円	
督促手数料 10円	
計 1,300円	
③ 32年度 自転車荷車税(全期)	
本 税 1,200円	
延 滞 金 1,200円× $\frac{3}{100}$ ×486日=170円	
延滞加算金 1,200円× $\frac{5}{100}$ =60円	
督促手数料 10円	
計 1,440円	
④ 33年度 固定資産税(オ一期)	
本 税 2,000円	
延 滞 金 2,000円× $\frac{3}{100}$ ×152日=90円	
延滞加算金 2,000円× $\frac{5}{100}$ ×91日=50円	
督促手数料 10円	
計 2,150円	

施設事業区分

深井戸施設一基、土地改良区、受益面積三十一町歩、総工事費二百七十万円、受益戸数五十八戸。

揚水施設一基、農協その他浅井戸及び揚水機三十九町地の共同施行などで、受益総面積は二百二十六町七反歩となっている。

狩猟法の一部改正で講習会を開く

今年の七月一日から狩猟法の一部が改正になったので、次の要領で講習会を開くことになり、狩猟鳥獣の一般知識の普及向上をはかる。

主要点は

- 講習会を受けない者で、狩猟の知識がないと認められる者に対しては、狩猟の免許が与えられなくなつた。
- 狩猟免許は、空気銃が従来の登録制から免許制となつたため、甲種狩猟免許(空気銃)の三種となった。
- 丙種免許(空気銃)の三種となった。
- 免許の欠格事項が統一され、甲・乙・丙種の狩猟免許三種とも精神病者以外のもので、満二十才以上のもの

片野大火のお見舞

九月はメイトル法の強調月間です。メイトル法は、昭和三十四年一月一日から完全実施されますので、きりかえのいまからメイトル法になれるようにいたしましょう。

母子福祉資金の貸付等の法律も一部改正

今年の五月一日から、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部が改正になったが、その主な改正点は次のとおり1 生業資金が十万円に引上げられたが、償還は従前どおり。

- 修学資金は、高等学校に在学中に貸付けられた生徒が大学に入学した場合、その償還金の支払は卒業のときまで、猶予される。
- 修業資金は、知識技能を修得している者が、二十才をこえても貸付けの月から三年間は、受けられる。
- 貸付金の決定は、生業、事業継続、支度、住宅補修に限り、急を要する理由があるときのみ、児童福祉審議会にかけなくてもできるようになった。
- 違約金は、日歩四銭が三銭に引下げられた。

講習会日程

九月十九日(金) 石岡公民館 石岡市元真地町(石岡市・八郷町・玉里村・千代田村) 午前九時午後四時まで
九月二十日(土) 服部会議室 土浦市三好町(土浦市・出島村・桜村・新治村) 午前九時午後四時まで
受講者の都合により、指定会場で受講出来ないときは、最寄りの会場で。なお当日は筆記具・昼食を携行受講のこと。

法律も一部改正

今年の五月一日から、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部が改正になったが、その主な改正点は次のとおり1 生業資金が十万円に引上げられたが、償還は従前どおり。

- 修学資金は、高等学校に在学中に貸付けられた生徒が大学に入学した場合、その償還金の支払は卒業のときまで、猶予される。
- 修業資金は、知識技能を修得している者が、二十才をこえても貸付けの月から三年間は、受けられる。
- 貸付金の決定は、生業、事業継続、支度、住宅補修に限り、急を要する理由があるときのみ、児童福祉審議会にかけなくてもできるようになった。
- 違約金は、日歩四銭が三銭に引下げられた。